

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
6 年 第 24 号	6. 1 1. 2 8	所得税基礎控除額を最低賃金の上昇率に応じた引き上げを政府に求める陳情 現在、サラリーマンなど給与所得を得ている労働者は、基礎控除48万円と給与所得55万円（給与水準に応じて変わるものの、55万円以下にはならない）の合計103万円が控除されるので、年収103万円以下の労働者には所得税はかからない。基礎控除というのは、簡単に言ってしまえば、103万円より低い年収の人は生活が困難であることから、税金は徴収すべきではないという考え方に立脚している。 国民民主党は、今回の衆議院議員選挙において基礎控除額が最後に改正された1995年の最低賃金を起点として、2024年までの30年間の最低賃金の上昇率に合わせ、103万円から178万円まで引き上げるという政策を掲げた。もし控除額が178万円まで引き上げられた場合、103万円を超えて稼いでも所得税はかからないので、学生やパートなどの、いわゆる働き控えが解消すると同時に、こうした人たちの手取りが増えることが見込まれるという。 この公約が先の衆院選では若い世代を中心に広く拡散し、多くの有権者の支持を獲得した。 ・基礎控除等を103万円→178万円※に引き上げ、年少扶養控除復活 ※1995年からの最低賃金の上昇率1.73倍に基づく これに対し総務省が全国知事会に対し、減収の懸念を示すという動きがある。村上誠一郎総務大臣は11月5日の閣議後の会見で「仮に単純に基礎控除の額を、国・地方において75万円ずつ引き上げた場合は、一定の仮定において機械的に計算すれば、地方の個人住民税だけで4兆円程度の減収と見込まれております」と述べ、地方財政への影響に言及。政府は、国民民主党が掲げる所得税が発生する年収を103万円から178万円に引き上げる経済政策に関し、実行すると国と地方の合計で、年間7兆6千億円程度の税収減が見込まれると懸念を示している。 また、宮城県知事で全国知事会の村井嘉浩会長は11月13日の宮城県での会見で「国民民主党がおっしゃっているような形にもしやった場合は、これを合わせますと、（宮城県では）620億円プラス190億円の減収、県と市町村を合わせてということになりますので、立ちどころに財政破綻するだろうと思います」と述べ、「何も見えないこの状況の中で賛成とは到底言えません」と総務省の説明を	個人	総務企画

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
		鵜呑みにする立場を明確に示した。（この村井知事、宮城県の水道事業を、フランスの民間企業に売り飛ばし、僅か1年で水質汚濁が重大問題になった事が記憶に新しい。） 現行制度の基礎控除（国・48万円）の基で税収の減収額は2.6兆円と推計。基礎控除1万円当たりの減収額を機械的に試算すれば500億円程度。基礎控除を75万円に引き上げた場合の減収額は3.7兆円程度である。 個人住民税（地方）に与える影響額について国分と同様に試算すれば基礎控除額を75万円引き上げた場合の減収額は約4.1兆円程度になるという。 減収額の計算式 現行の減収額から機械的に試算 国分：基礎控除1万円あたり500億円×75=37,500億円 地方分：基礎控除1万円あたり550億円×75=41,250億円 ※参考 茨城県の最低賃金、1995年は593円であった。 2024年は1,005円 この計算式では減収額500億円という金額の根拠が全く示されていない。誰がどう見ても、財務省の誰かが慌てて作った、やっつけ仕事の疑いが濃厚!! しかも個人所得の増収（現役世代の手取りが増える）に伴い、消費に係る自然増収分が考慮されておらず、「個人所得を増やし、経済活動のパイを大きくし、ひいては経済の活性化を促す」マクロ経済学の常識が加味されておらず、極めて稚拙な試算と言わざるを得ない。 そもそも基礎控除は、課税の対象にしてはならない性質のものである。 また最低賃金額の上昇に合わせ、控除額は定期的に見直す必要がある。 かつてはそうであった。税収が減る、などという発想は誤りで、これまで30年間据え置きにされていたことが政府の怠慢だったのではないか。 所得税法 第86条 基礎控除 合計所得金額が2,500万円以下である居住者については、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
		一 その居住者の合計所得金額が2,400万円以下である場合 48万円 ※↑変えるのはココ！ 二 その居住者の合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である場合 32万円 三 その居住者の合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である場合 16万円 条文の変更は12月の特別国会で可能。来年3月の確定申告には絶対間に合う。 (楽勝！) わざわざ集めてから配る方式の、給付金の制度設計の方が、遥かに煩雑なのは 間違いない。 陳情事項 1 早ければ年内。遅くても来年度までには給与所得からの基礎控除額を過去 30年分の最低賃金の上昇率に合わせ、103万円から178万円まで適切な額に引 き上げを図ること。 2 茨城県内の各自治体首長に対し、基礎控除額の引き上げを単純な減収と見 なすのは財務省及び総務省の錯誤であることの周知徹底を求める。 3 仮に、減収によって茨城県の財政に支障をきたすというならば、税収に合わ せ優先すべき政策と、減収で先送りにする政策を仕分けするべきではないか。 不要不急の政策以外は延期、または削減する。或いは、知事がどうしても推 進したい施策ならば、必要なだけの住民税の増税案を示した上で、有権者が投 票行動で判断出来るよう誠意を尽くし、明確に提示すること。 以上のことから、給与所得控除額の適切な引き上げに関して、地方自治法第99 条の規定に基づく国（県）の関係機関へ意見書提出を要請する。		